

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
一～十四の四（略）		
十四の五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三に	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三に	八千七百円（当該申請を行う者が当該道府県において同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する
三において準用する同法第七條第一項及び第五項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続に係る承認に関する事務	特定遊興飲食店営業の相続に係る承認の申請に対する審査	同法第七條第一項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあっては、三千八百円）

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
一～十四の四（略）		
十四の五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三に	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三に	八千六百円（当該申請を行う者が当該道府県において同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する
三において準用する同法第七條第一項及び第五項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続に係る承認に関する事務	特定遊興飲食店営業の相続に係る承認の申請に対する審査	同法第七條第一項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあっては、三千八百円）

<p>て準用する同法 第七条の第三 項において準用 する同法第七条 第五項の規定に 基づく特定遊興 飲食店営業者た る法人の分割に 係る承認に關す る事務</p>	<p>十四の八、十五 (略)</p>	<p>る当該他の同項の規定 に基づく承認の申請に 係る審査にあつては、 三千三百円)</p>
<p>十六 消防法第十 一条第一項前段 の規定に基づく 危険物の製造所 、貯蔵所又は取 扱所の設置の許 可に關する事務</p>	<p>1 (略) 2 消防法第十一条第一 項前段の規定に基づく 貯蔵所の設置の許可の 申請に対する審査</p>	<p>イ 屋内貯蔵所の設置 の許可の申請に係る 審査 次に掲げる屋 内貯蔵所の区分に応 じ、それぞれ次に定 める金額 (1) (5) (略)</p>
<p>て準用する同法 第七条の第三 項において準用 する同法第七条 第五項の規定に 基づく特定遊興 飲食店営業者た る法人の分割に 係る承認に關す る事務</p>	<p>十四の八、十五 (略)</p>	<p>当該他の同項の規定に 基づく承認の申請に係 る審査にあつては、三 千三百円)</p>
<p>十六 消防法第十 一条第一項前段 の規定に基づく 危険物の製造所 、貯蔵所又は取 扱所の設置の許 可に關する事務</p>	<p>1 (略) 2 消防法第十一条第一 項前段の規定に基づく 貯蔵所の設置の許可の 申請に対する審査</p>	<p>イ 屋内貯蔵所の設置 の許可の申請に係る 審査 次に掲げる屋 内貯蔵所の区分に応 じ、それぞれ次に定 める金額 (1) 指定数量の倍数 が十以下の屋内貯 蔵所 二万円 (2) 指定数量の倍数 が十を超え五十以 下の屋内貯蔵所 二万六千円 (3) 指定数量の倍数 が五十を超え百以 下の屋内貯蔵所 三万九千円 (4) 指定数量の倍数</p>

ロ 屋外タンク貯蔵所
(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。
)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) (3) (略)

ロ 屋外タンク貯蔵所
(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。
)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 指定数量の倍数が百以下の屋外タンク貯蔵所 二万円

(2) 指定数量の倍数が百を超え一万以下の屋外タンク貯蔵所 二万六千円

(3) 指定数量の倍数が一万を超える屋外タンク貯蔵所

(5) 指定数量の倍数が二百を超える屋内貯蔵所 六万六千円

が百を超え二百以下の屋内貯蔵所 五万二千元

ハ
(略)

ニ 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（ホにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（ホにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区

ハ 三万九千円
準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 五十七万円

ニ 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（ホにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（ホにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区

(1) 分に
(8) 次
(略) に
定
める
金
額

(1) 分に
次
に
定
める
金
額

(1) 危
険
物
の
貯
蔵
最
大
数
量
が
千
キ
ロ
リ
ッ
ト
ル
以
上
五
千
キ
ロ
リ
ッ
ト
ル
未
満
の
特
定
屋
外
タ
ン
ク
貯
蔵
所
八
十
八
万
円

(2) 危
険
物
の
貯
蔵
最
大
数
量
が
五
千
キ
ロ
リ
ッ
ト
ル
以
上
一
万
キ
ロ
リ
ッ
ト
ル
未
満
の
特
定
屋
外
タ
ン
ク
貯
蔵
所
百
七
万
円

(3) 危
険
物
の
貯
蔵
最
大
数
量
が
一
万
キ
ロ
リ
ッ
ト
ル
以
上
五
万
キ
ロ
リ
ッ
ト
ル
未
満
の
特
定
屋
外
タ
ン
ク
貯
蔵
所
百
二
十
万
円

(4) 危
険
物
の
貯
蔵
最
大
数
量
が
五
万
キ
ロ
リ
ッ
ト
ル
以
上
十
万
キ
ロ
リ
ッ
ト
ル
未
満
の
特
定
屋
外
タ
ン
ク
貯
蔵
所
百
五
十
二
万
円

(5) 危
険
物
の
貯
蔵
最
大
数
量
が
十
万
キ
ロ

ホ 浮き屋根式特定屋
外タンク貯蔵所及び
浮き蓋付特定屋外タ
ンク貯蔵所の設置の
許可の申請に係る審

ホ 浮き屋根式特定屋
外タンク貯蔵所及び
浮き蓋付特定屋外タ
ンク貯蔵所の設置の
許可の申請に係る審

(6) 危険物の貯蔵最
大数量が二十万キ
ロリットル以上三
十万キロリットル
未満の特定屋外タ
ンク貯蔵所 四百
七万円

(7) 危険物の貯蔵最
大数量が三十万キ
ロリットル以上四
十万キロリットル
未満の特定屋外タ
ンク貯蔵所 五百
三十四万円

(8) 危険物の貯蔵最
大数量が四十万キ
ロリットル以上の
特定屋外タンク貯
蔵所 六百四十九
万円

リットル以上二十
万キロリットル未
満の特定屋外タン
ク貯蔵所 百七十
八万円

査 次に掲げる浮き
屋根式特定屋外タン
ク貯蔵所及び浮き蓋
付特定屋外タンク貯
蔵所の区分に応じ、
それぞれ次に定める
金額

(1)・(2) (略)

(3) 危険物の貯蔵最
大数量が一万キロ
リットル以上五万
キロリットル未満
の浮き屋根式特定

査 次に掲げる浮き
屋根式特定屋外タン
ク貯蔵所及び浮き蓋
付特定屋外タンク貯
蔵所の区分に応じ、
それぞれ次に定める
金額

(1) 危険物の貯蔵最
大数量が千キロリ
ットル以上五千キ
ロリットル未満の
浮き屋根式特定屋
外タンク貯蔵所及
び浮き蓋付特定屋
外タンク貯蔵所
百十八万円

(2) 危険物の貯蔵最
大数量が五千キロ
リットル以上一万
キロリットル未満
の浮き屋根式特定
屋外タンク貯蔵所
及び浮き蓋付特定
屋外タンク貯蔵所
百四十一万円

(3) 危険物の貯蔵最
大数量が一万キロ
リットル以上五万
キロリットル未満
の浮き屋根式特定

(4)	屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 百五十九万円
(5)	危険物の貯蔵最大数量が十万キロリットル以上二十万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 百九十五万円
(6)	危険物の貯蔵最大数量が二十万キロリットル以上三十万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 二百二十七万円

(4)	屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 百五十八万円
(5)	危険物の貯蔵最大数量が十万キロリットル以上二十万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 百九十四万円
(6)	危険物の貯蔵最大数量が二十万キロリットル以上三十万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 二百二十六万円

へ 岩盤タンクに係る
屋外タンク貯蔵所の
設置の許可の申請に
係る審査 次に掲げ
る屋外タンク貯蔵所
の区分に応じ、それ
ぞれ次に定める金額

(1) (3)
(略)

特定屋外タンク貯蔵所 四百五十五万円

(7) 危険物の貯蔵最大数量が三十万キロリットル以上四十万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 五百八十二万円

(8) 危険物の貯蔵最大数量が四十万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 七百七万円

へ 岩盤タンクに係る
屋外タンク貯蔵所の
設置の許可の申請に
係る審査 次に掲げ
る屋外タンク貯蔵所
の区分に応じ、それ
ぞれ次に定める金額

(1) 危険物の貯蔵最大数量が四十万キ

<p>チ 地下タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる地下タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 額</p> <p>(2) (略)</p>	<p>ト (略)</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------	--------------

<p>チ 地下タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる地下タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 指定数量の倍数が百以下の地下タンク貯蔵所 二万六千円</p>	<p>ト 屋内タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 二万六千円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大量が五十万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 千九十万円</p>	<p>(2) 危険物の貯蔵最大量が四十万キロリットル以上五十万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 七百四十七万円</p> <p>ロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 五百九十三万円</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------

二十一 消防法第 十七～二十 (略)	3 (略)	
		リ ヲ (略)

二十一 消防法第 十七～二十 (略)	3 (略)	
		<p>(2) 指定数量の倍数が百を超える地下タンク貯蔵所 三万九千円</p> <p>リ 簡易タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 一万三千円</p> <p>又 移動タンク貯蔵所(ル)に規定する移動タンク貯蔵所を除く。の設置の許可の申請に係る審査 二万六千円</p> <p>ル 積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 三万九千円</p> <p>ヲ 屋外貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 一万三千円</p>

<p>三十九 建築士法 (昭和二十五年 法律第二百二号)</p>	<p>三十七の二・三十八 (略)</p>	<p>事務 責任者に関する 火薬類取扱保安 責任者又は 保安責任者又は 係る火薬類製造 安責任者免状に 規定に基づく丙 種火薬類製造保 安責任者免状に 係る火薬類製造 保安責任者又は 火薬類取扱保安 責任者に関する 事務</p>	<p>三十七 火薬類取 締法第三十一条 第三項及び同条 第七項において 準用する同法第 十七条第八項の 規定に基づく丙 種火薬類製造保 安責任者免状に 係る試験の実施</p>	<p>三十七 火薬類取 締法第三十一条 一条第三項の規 定に基づく丙種 火薬類製造保安 責任者免状又は 火薬類取扱保安 責任者免状に係 る試験の実施</p>	<p>二十二〜三十六 (略)</p>	<p>者に関する事務 づく危険物取扱 者に関する事務</p>	<p>5 (略)</p>	<p>十三條の二第三 項、第十三條の 三第三項及び第 十三條の二十三 並びに危険物の 規制に関する政 令第三十四條及 び第三十五條第 一項の規定に基 づく危険物取扱 者に関する事務</p>	<p>4 消防法第十三條の三 第三項の規定に基 づく 危険物取扱者試験の 実施</p>	<p>イ 甲種危険物取扱者 試験 六千六百元 ロ 乙種危険物取扱者 試験 四千六百元 ハ 丙種危険物取扱者 試験 三千七百元</p>
								<p>1 建築士法第四條第二 項の規定に基づく二級 建築士又は木造建築士</p>	<p>一万九千二百円</p>	

<p>三十九 建築士法 (昭和二十五年 法律第二百二号)</p>	<p>三十七の二・三十八 (略)</p>	<p>事務 責任者に関する 火薬類取扱保安 責任者又は 保安責任者又は 係る火薬類製造 安責任者免状に 規定に基づく丙 種火薬類製造保 安責任者免状に 係る火薬類製造 保安責任者又は 火薬類取扱保安 責任者に関する 事務</p>	<p>三十七 火薬類取 締法第三十一条 第三項及び同条 第七項において 準用する同法第 十七条第八項の 規定に基づく丙 種火薬類製造保 安責任者免状に 係る試験の実施</p>	<p>三十七 火薬類取 締法第三十一条 一条第三項の規 定に基づく丙種 火薬類製造保安 責任者免状又は 火薬類取扱保安 責任者免状に係 る試験の実施</p>	<p>二十二〜三十六 (略)</p>	<p>者に関する事務 づく危険物取扱 者に関する事務</p>	<p>5 (略)</p>	<p>十三條の二第三 項、第十三條の 三第三項及び第 十三條の二十三 並びに危険物の 規制に関する政 令第三十四條及 び第三十五條第 一項の規定に基 づく危険物取扱 者に関する事務</p>	<p>4 消防法第十三條の三 第三項の規定に基 づく 危険物取扱者試験の 実施</p>	<p>イ 甲種危険物取扱者 試験 六千五百円 ロ 乙種危険物取扱者 試験 四千五百円 ハ 丙種危険物取扱者 試験 三千六百元</p>
								<p>1 建築士法第四條第二 項の規定に基づく二級 建築士又は木造建築士</p>	<p>一万九千二百円</p>	

<p>四十一 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第四十二条の規 定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録（毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十六号）第三十六条の七第一項第</p>	<p>四十 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規 定に基づく業務管理者試験の実施に関する事務</p>	<p>（）第四条第二項、第五項第一項及び第二項並びに第十三条の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許に 関する事務</p>	<p>毒物及び劇物取締法第四十二条の規 定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に係る理由</p>	<p>採石法第三十二条の十三第一項の規定に基づく業務管理者試験の実施</p>	<p>2 建築士法第十三条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施</p>	<p>二万七千九百円</p>	<p>八千九百円</p>	<p>一万七千九百円</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------	----------------------------------------	---------------------------------------------	----------------	--------------	----------------

<p>四十一 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第四十二条の規 定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録（毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十六号）第三十六条の七第一項第</p>	<p>四十 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規 定に基づく業務管理者試験の実施に関する事務</p>	<p>（）第四条第二項、第五項第一項及び第二項並びに第十三条の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許に 関する事務</p>	<p>毒物及び劇物取締法第四十二条の規 定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に係る理由</p>	<p>採石法第三十二条の十三第一項の規定に基づく業務管理者試験の実施</p>	<p>2 建築士法第十三条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施</p>	<p>二万六千九百円</p>	<p>八千円</p>	<p>一万七千七百円</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------	----------------------------------------	---------------------------------------------	----------------	------------	----------------

<p>一号に規定する登録を除く。以下この項から四十三の項までにおいて同じ。）に係る経由に関する事務</p>	<p>四十二～五十一 (略)</p>	<p>五十二 高压ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十八条第二項第一号の規定に基づく製造保安責任者免状の交付及び同号の規定に基づく高压ガス保安法第三十一条第二項に規定する製造保安責任者試験の実施又は同法第二十九条の規定に基づく販売主任者免状の交付及び同法第三十一条第二項の規定に基づく販売主任者試験の実施に関する事務</p>	<p>5 高压ガス保安法施行令第十八条第二項第一号の規定に基づく高压ガス保安法第三十一条第二項に規定する製造保安責任者試験の実施</p>
<p>イ 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 九千三百円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下この項及び八十七の項において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあつては、八千八百円）</p> <p>ロ 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験の実施に関する事務</p>	<p>イ ロ</p>	<p>イ 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 九千三百円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下この項及び八十七の項において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあつては、八千八百円）</p> <p>ロ 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験の実施に関する事務</p>	<p>イ ロ</p>
<p>一号に規定する登録を除く。以下この項から四十三の項までにおいて同じ。）に係る経由に関する事務</p>	<p>四十二～五十一 (略)</p>	<p>五十二 高压ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十八条第二項第一号の規定に基づく製造保安責任者免状の交付及び同号の規定に基づく高压ガス保安法第三十一条第二項に規定する製造保安責任者試験の実施又は同法第二十九条の規定に基づく販売主任者免状の交付及び同法第三十一条第二項の規定に基づく販売主任者試験の実施に関する事務</p>	<p>5 高压ガス保安法施行令第十八条第二項第一号の規定に基づく高压ガス保安法第三十一条第二項に規定する製造保安責任者試験の実施</p>
<p>イ 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 九千円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあつては、八千五百円）</p> <p>ロ 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験の実施に関する事務</p>	<p>イ ロ</p>	<p>イ 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 九千円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあつては、八千五百円）</p> <p>ロ 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験の実施に関する事務</p>	<p>イ ロ</p>

する事務

6 高圧ガス保安法第三 十一条第二項の規定に	<p>イ 第一種販売主任者 免状に係る販売主任 者試験 八千七百 円(電子情報処理組 織により受験願書を 提出する場合にあつ ては、八千二百円)</p> <p>ハ 乙種機械責任者免 状に係る製造保安責 任者試験 九千三百 円(電子情報処理組 織により受験願書を 提出する場合にあつ ては、八千八百円)</p> <p>ニ 第二種冷凍機械責 任者免状に係る製造 保安責任者試験 九 千三百円(電子情報 処理組織により受験 願書を提出する場合 にあつては、八千八 百円)</p> <p>ホ 第三種冷凍機械責 任者免状に係る製造 保安責任者試験 八 千七百円(電子情報 処理組織により受験 願書を提出する場合 にあつては、八千二 百円)</p>
------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

する事務

6 高圧ガス保安法第三 十一条第二項の規定に	<p>イ 第一種販売主任者 免状に係る販売主任 者試験 八千四百 円(電子情報処理組 織により受験願書を 提出する場合にあつ ては、七千九百円)</p> <p>ハ 乙種機械責任者免 状に係る製造保安責 任者試験 九千円(電 子情報処理組織に より受験願書を提出 する場合にあつては 、八千五百円)</p> <p>ニ 第二種冷凍機械責 任者免状に係る製造 保安責任者試験 九 千円(電子情報処理 組織により受験願書 を提出する場合にあ つては、八千五百円)</p> <p>ホ 第三種冷凍機械責 任者免状に係る製造 保安責任者試験 八 千四百円(電子情報 処理組織により受験 願書を提出する場合 にあつては、七千九 百円)</p>
------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

六十八 (略)	六十八の二 銃砲 刀剣類所持等取 締法第五条の五 第一項及び第二	銃砲刀剣類所持等取締法 第五条の五第一項の規定 に基づく猟銃の操作及び 射撃の技能に関する講習	一万二千七百円	五十三く六十六の二 (略)	銃砲刀剣類所持等取締法 第五条の三第一項の規定 に基づく猟銃及び空気銃 の取扱に関する講習会 の開催	に基づく販売主任者試験 の実施	者試験 七千九百円 (電子情報処理組織 により受験願書を提出 する場合にあって は、七千四百円)
				イ (略)			
六十八 (略)	六十八の二 銃砲 刀剣類所持等取 締法第五条の五 第一項及び第二	銃砲刀剣類所持等取締法 第五条の五第一項の規定 に基づく猟銃の操作及び 射撃の技能に関する講習	一万二千七百円	イ (略)	銃砲刀剣類所持等取締法 第五条の三第一項の規定 に基づく猟銃及び空気銃 の取扱に関する講習会 の開催	に基づく販売主任者試験 の実施	者試験 七千九百円 (電子情報処理組織 により受験願書を提出 する場合にあって は、七千四百円)
				ロ その他の者に対する 講習会 六千九百 円			ロ 第二種販売主任者 免状に係る販売主任 者試験 六千二百円 (電子情報処理組織 により受験願書を提出 する場合にあって は、五千七百円)

六十八 (略)	六十八の二 銃砲 刀剣類所持等取 締法第五条の五 第一項及び第二	銃砲刀剣類所持等取締法 第五条の五第一項の規定 に基づく猟銃の操作及び 射撃の技能に関する講習	一万二千三百円	五十三く六十六の二 (略)	銃砲刀剣類所持等取締法 第五条の三第一項の規定 に基づく猟銃及び空気銃 の取扱に関する講習会 の開催	に基づく販売主任者試験 の実施	者試験 七千六百円 (電子情報処理組織 により受験願書を提出 する場合にあって は、七千円)
				イ 現に銃砲刀剣類所 持等取締法第四条第 一項第一号の規定に よる許可を受けて猟 銃又は空気銃を所持 している者及び同法 第五条の二第三項第 二号に掲げる者に対 する講習会 三千円			
六十八 (略)	六十八の二 銃砲 刀剣類所持等取 締法第五条の五 第一項及び第二	銃砲刀剣類所持等取締法 第五条の五第一項の規定 に基づく猟銃の操作及び 射撃の技能に関する講習	一万二千三百円	イ 現に銃砲刀剣類所 持等取締法第四条第 一項第一号の規定に よる許可を受けて猟 銃又は空気銃を所持 している者及び同法 第五条の二第三項第 二号に掲げる者に対 する講習会 三千円	銃砲刀剣類所持等取締法 第五条の三第一項の規定 に基づく猟銃及び空気銃 の取扱に関する講習会 の開催	に基づく販売主任者試験 の実施	者試験 七千六百円 (電子情報処理組織 により受験願書を提出 する場合にあって は、七千円)
				ロ その他の者に対す る講習会 六千八百 円			ロ 第二種販売主任者 免状に係る販売主任 者試験 六千円(電 子情報処理組織によ り受験願書を提出す る場合にあっては、 五千五百円)

七十四〜八十六(略)	項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に関する事務	六十九〜七十の二(略)	七十の三 銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十四第一項の規定及び第二項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務	銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十四第一項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会の開催	九千八百円
	七十三 電気工事士法(昭和三十一年法律第百三十九号)第四條第二項並びに電気工事士法施行令(昭和三十一年政令第二百六十号)第四條第一項及び第五條の規定に基づく電気工事士免状に関する事務	七十一〜七十二の三(略)	1 電気工事士法第四條第二項の規定に基づく電気工事士免状の交付 イ 第一種電気工事士免状 六千円 ロ 第二種電気工事士免状 五千三百円	2 電気工事士法施行令第四條第一項の規定に基づく電気工事士免状の再交付 二千七百円	3 電気工事士法施行令第五條の規定に基づく電気工事士免状の書換え 二千二百円

七十四〜八十六(略)	項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に関する事務	六十九〜七十の二(略)	七十の三 銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十四第一項の規定及び第二項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務	銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十四第一項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会の開催	九千七百円
	七十三 電気工事士法(昭和三十一年法律第百三十九号)第四條第二項並びに電気工事士法施行令(昭和三十一年政令第二百六十号)第四條第一項及び第五條の規定に基づく電気工事士免状に関する事務	七十一〜七十二の三(略)	1 電気工事士法第四條第二項の規定に基づく電気工事士免状の交付 イ 第一種電気工事士免状 五千九百円 ロ 第二種電気工事士免状 五千二百円	2 電気工事士法施行令第四條第一項の規定に基づく電気工事士免状の再交付 二千六百円	3 電気工事士法施行令第五條の規定に基づく電気工事士免状の書換え 二千円

八十七 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十八条の四第一項及び第三十八条の五第二項の規定に基づく液化石油ガス設備士に関する事務	八十八〜九十 (略)	九十一 職業能力開発促進法施行令(昭和四十四年政令第二百五十八号)第二条第一号及び第二号の規定に基づく技能検定に関する事務	九十二〜百二 (略)	百三 警備業法第四十二条第二項並びに同条第三項において準用する同法第二十条第五項及び第六項の規定に
	1 職業能力開発促進法施行令第二条第一号の規定に基づく技能検定試験の実施	イ 実技試験 一万八千二百円 ロ (略)	1 (略)	2 警備業法第四十二条第二項第一号の規定に基づく機械警備業務管理者講習
		2 (略)	3・4 (略)	

八十七 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十八条の四第一項及び第三十八条の五第二項の規定に基づく液化石油ガス設備士に関する事務	八十八〜九十 (略)	九十一 職業能力開発促進法施行令(昭和四十四年政令第二百五十八号)第二条第一号及び第二号の規定に基づく技能検定に関する事務	九十二〜百二 (略)	百三 警備業法第四十二条第二項並びに同条第三項において準用する同法第二十条第五項及び第六項の規定に
	1 職業能力開発促進法施行令第二条第一号の規定に基づく技能検定試験の実施	イ 実技試験 一万七千九百円 ロ (略)	1 (略)	2 警備業法第四十二条第二項第一号の規定に基づく機械警備業務管理者講習
		2 (略)	3・4 (略)	

備考 一・二 (略)	基づく機械警備 業務管理者に 関する事務	百四く百九 (略)

備考 一 二	基づく機械警備 業務管理者に 関する事務	百四く百九 (略)
	<p>一 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ上欄に規定する法律（これに基づく政令を含む。）又は政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <p>二 この表の下欄に掲げる金額は、当該下欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては一件についての金額とする。</p>	